

令和4年3月1日

会員各位

一般社団法人日本生殖医学会

理事長 大須賀 穰

(公印略)

## 不妊治療における新たな保険適用に関してのお知らせ

日本生殖医学会（以下、本会）は我が国における生殖医療の健全な発展のために生殖医療ガイドラインを作成し、令和3年11月に発刊しました。このガイドラインを参考として、中央社会保険医療協議会は不妊治療に関する保険適用の案を答申し、このたび令和4年4月からの保険適用が決定しました。

会員の皆様におかれましては、保険診療を行うにあたっては関連の法令等を遵守した適切な保険の運用を行っていただきますようお願いいたします。特に、生殖医療ガイドラインに記載されておりましたが保険適用されていない手技、薬剤などがありますのでご注意ください。本会といたしましては、エビデンス構築の促進、生殖医療ガイドラインの改訂などの活動により、新たな手技、薬剤などの保険適用の要望についても適宜検討してまいりたいと存じます。会員の先生方におかれましても国民に信頼される生殖医療を安定して提供できるよう引き続きご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

本会会員向け周知：

令和4年2月25日 厚生労働省子ども家庭局母子保健課

[「不妊治療の保険適用について（周知）」](#)